
令和4年 第118回(定例)新温泉町議会会議録(第5日)

令和4年9月22日(木曜日)

議事日程(第5号)

令和4年9月22日 午前9時開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 議案第59号 令和4年度新温泉町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第3 認定第1号 令和3年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第4 認定第2号 令和3年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第5 認定第3号 令和3年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第6 認定第4号 令和3年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第7 認定第5号 令和3年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第8 認定第6号 令和3年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第9 認定第7号 令和3年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第10 認定第8号 令和3年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第11 認定第9号 令和3年度新温泉町水道事業会計決算の認定について(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第12 認定第10号 令和3年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第13 認定第11号 令和3年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定について(決算特別委員会委員長報告)
- 日程第14 議案第60号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第15 議員派遣について
- 日程第16 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告

- 日程第2 議案第59号 令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第3 認定第1号 令和3年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第4 認定第2号 令和3年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第5 認定第3号 令和3年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第6 認定第4号 令和3年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第7 認定第5号 令和3年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第8 認定第6号 令和3年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第9 認定第7号 令和3年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第10 認定第8号 令和3年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第11 認定第9号 令和3年度新温泉町水道事業会計決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第12 認定第10号 令和3年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第13 認定第11号 令和3年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定について（決算特別委員会委員長報告）
- 日程第14 議案第60号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第15 議員派遣について
- 日程第16 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

出席議員（16名）

1 番 中 村 茂君	2 番 西 村 龍 平君
3 番 岡 坂 遼 太君	4 番 澤 田 俊 之君
5 番 米 田 雅 代君	6 番 森 田 善 幸君
7 番 浜 田 直 子君	8 番 河 越 忠 志君
9 番 重 本 静 男君	10番 竹 内 敬一郎君
11番 岩 本 修 作君	12番 池 田 宜 広君
13番 中 井 勝君	14番 中 井 次 郎君
15番 小 林 俊 之君	16番 宮 本 泰 男君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 島 木 正 和君 書記 小 林 正 則君

説明のため出席した者の職氏名

町長 西 村 銀 三君 副町長 西 村 徹君
教育長 西 村 松 代君 温泉総合支所長 西 澤 要君
牧場公園園長 小 野 量 就君 総務課長 中 井 勇 人君
企画課長 水 田 賢 治君 税務課長 中 村 裕君
町民安全課長 小 谷 豊君 健康福祉課長 朝 野 繁君
商工観光課長 福 井 崇 弘君 農林水産課長 原 憲 一君
建設課長 松 井 豊 茂君 上下水道課長 井 上 陽 一君
浜坂病院事務長 宇 野 喜代美君 介護老人保健施設ささゆり事務長 山 本 幸 治君
会計管理者 山 本 輝 之君 こども教育課長 中 島 昌 彦君
生涯教育課長 谷 淵 朝 子君 調整担当 森 田 忠 浩君
代表監査委員 島 田 信 夫君

午前9時00分開議

○議長（宮本 泰男君） 皆さん、おはようございます。

第118回新温泉町議会定例会5日目の会議を開催するに当たり、議員各位には御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日は、補正予算、令和3年度一般会計及び特別会計・公営企業会計の決算認定を中心に、議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、諸般の議事運営に御協力を賜り、適切妥当な議決が得られますようお願い申し上げます、開会の御挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議員の皆様、おはようございます。

定例会第5日目の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日の定例会は、令和3年度の各会計における決算認定と、さらに追加議案として補正予算案1件、人事案1件を御提案申し上げるものであります。

議員各位におかれましては、慎重なる御審議を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、第118回新温泉町議会定例会5日目の会議を開きます。

日程第1 諸報告

○議長（宮本 泰男君） 日程第1、諸報告に入ります。

議長から報告いたします。

9月12日の会議以来、それぞれの会合に出席していますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略いたします。

次に、休会中の所管事務調査として、各常任委員会が開催されておりますので、その状況をそれぞれ委員長から報告をお願いいたします。

初めに、議会運営委員会が9月15日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

中井議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（中井 次郎君） おはようございます。

それでは、9月15日に開催されました議会運営委員会について御報告をさせていただきます。

協議事項につきましては、第118回新温泉町議会定例会提出議案及び議事運営についてでございます。

内容的には、町長の提出追加議案についてであります。その後、人事案件の採決のほうについて議論をいたしまして、この中で起立採決、そして無記名投票、この2つの提案がございました。これについて最終的に採決を行い、起立採決と決まりました。その後、3番目として、閉会中の継続審査の申出についてであります。次期議会開催に関する事例について、議長の諮問に関する調査研究について、議長の臨時会招集請求権の付与について、この3点を議長に申し出ることに決めました。以上でございます。

○議長（宮本 泰男君） ありがとうございます。中井委員長、御苦労さまでした。

次に、総務産建常任委員会が9月15日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

竹内常任委員長。

○総務産建常任委員会委員長（竹内敬一郎君） 総務産建常任委員会の報告をいたします。

9月15日に開催し、農林水産課と総務課の所管事務調査を行いました。

農林水産課は報告事項1件です。新温泉町燃油高騰対策漁業者支援事業補助金交付要綱の制定については、燃油の高騰により経営に影響を受けた漁業者等に対し、漁獲販売手数料の一部を補助するものです。補助金は、令和4年4月から9月までの漁獲販売高に1%を掛けた金額です。

協議事項は1件です。令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）については、先ほどの報告事項に記載されているものです。委員会として了承しました。

次に、総務課です。協議事項は2件です。令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）については、委員会として了承しました。

次に、教育委員会委員の任命同意については説明を受けました。詳細については委員会資料を御清覧ください。

以上、総務産建常任委員会の報告といたします。

○議長（宮本 泰男君） 総務産建常任委員会委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑あればお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。これで質疑を終わります。

竹内委員長、ありがとうございます。

次に、民生教育常任委員会が9月15日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

浜田常任委員長。

○民生教育常任委員会委員長（浜田 直子君） 失礼いたします。民生教育常任委員会の報告をいたします。

開催日時は令和4年9月15日です。所管事務調査は、健康福祉課、事務調査内容は協議事項です。健康福祉課、協議事項1件です。令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）について、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業、住民税所得割非課税世帯に対する生活応援給付金給付事業、子育て世帯に対する生活応援給付金給付事業について説明を受けました。

質疑がありました。住民税所得割非課税世帯給付の財源はとの問いに、町単独で行うとありました。子育て世帯で、令和5年2月28日生まれまでとあるがなぜかとの問いに、低所得の子育て給付金の国の制度に沿った対応としたとありました。町外の児童にも支給されるのかとの問いに、親の住所が新温泉町にあれば支給するということでした。

委員会として了承いたしました。詳細につきましては、民生教育常任委員会資料を御清覧ください。

以上で、民生教育常任委員会報告とさせていただきます。

○議長（宮本 泰男君） 民生教育常任委員長の報告が終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。これで質疑を終わります。

浜田委員長、ありがとうございます。

以上で、諸報告を終わります。

○議長（宮本 泰男君） 日程第2、議案第59号、令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第4号）について、上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和4年度新温泉町一般会計補正予算に補正の必要が生じたので、御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、担当課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、令和4年度一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

このたびの補正では、まず、補正予算書と一緒に配付しています新温泉町令和4年度一般会計補正予算第4号（緊急経済対策）の概要を御覧ください。

まず、1、補正予算編成の考え方では、これまでと同様の考え方により、生活困窮者等を支援し、引き続き緊急経済対策を行うものです。

次に、2、予算の規模では、一般会計予算（補正第4号）総額、補正額は1億6,371万5,000円で、全額緊急経済対策に係る予算となります。内訳として、国、県の補正予算に関連する事業が1億2,277,000円、町単独事業が、6,348万8,000円、事業項目別は記載のとおりです。

次に、参考の緊急経済対策予算措置の状況では、補正第4号後の一般財源は右端の4億3,429万4,000円で、表の下、地方創生臨時交付金の限度額2億7,176万1,000円との差額、1億6,253万3,000円は財政調整基金等を充当いたします。なお、臨時交付金の追加分がこのたびの補正に間に合いませんでしたので、今回の補正の町単独事業は財政調整基金で対応することとしていますが、臨時交付金の増額措置が見込まれますので、今後臨時交付金を充当する予定としています。

裏面には、3、緊急経済対策の概要として、まず、国庫補助事業として電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業、町単独事業として、住民税所得割非課税世帯生活応援給付金給付事業、子育て世帯生活応援給付金給付事業、漁業者支援事業（漁獲水揚げ販売手数料補助）の計4事業をこのたびの補正に計上しています。

それでは、一般会計補正予算書を御覧ください。表紙をめくっていただきまして、第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,371万5,000円を追加し、予算総額120億1,632万1,000円とするものです。

次に、事項別明細書、6ページ、給与費明細書を御覧ください。まず、1、特別職については変更ありません。2、一般職、(1)総括は省略し、めくっていただき、8ページを御覧ください。ア、会計年度任用職員以外の職員です。給与費の職員手当等、比較の行の47万6,000円の増につきましては時間外勤務手当で、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業と子育て世帯生活応援給付金事業に対応するためのものです。

次に、イ、会計年度任用職員を御覧ください。給与費の報酬で42万円の増は、電力

・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に対応するためのものです。アとイを足したものが前のページの総括となります。

9ページを御覧ください。(2)給料及び職員手当等の増減の明細です。職員手当等47万6,000円は、その他の増減分として時間外勤務手当分です。10ページ以降は変更がありませんので説明は省略いたします。

それでは、事項別明細書4ページに戻っていただき、歳出を御覧ください。

健康福祉課長から説明をいたします。

○議長（宮本 泰男君） 朝野健康福祉課長。

○健康福祉課長（朝野 繁君） では、4ページを御覧いただきたいと思います。3款1項1目社会福祉総務費でございます。補正額1億1,451万3,000円の増額をお願いするものです。内容につきましては、国の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業と町単独事業の住民税所得割非課税世帯に対する生活応援給付金事業の実施に伴う事務費と交付金の補正でございます。国の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業につきましては、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり5万円を支給するものです。また、町単独事業の住民税所得割非課税世帯に対する生活応援給付金事業につきましては、物価高騰の影響が長期化する中、現在行っております住民税非課税世帯等臨時特別給付金の対象とならない令和4年度住民税所得割非課税世帯の生活を支援する目的で、臨時的な措置として1世帯当たり3万円を支給するものです。

予算でございますけども、1節は会計年度任用職員報酬です。3節は職員の時間外勤務手当、10節は事務用品購入に係る消耗品と封筒の印刷に係る印刷製本費です。11節は、郵便物発送に係る通信運搬費と口座振込に係る振込手数料と。12節はシステム改修に係る業務委託料です。18節はそれぞれの事業の交付金で、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金は1,900世帯分、住民税所得割非課税世帯に対する生活応援給付金は440世帯分を見込んでいます。

続きまして、3款2項1目児童福祉総務費と2目の児童措置費は、町単独事業の子育て世帯に対する生活応援給付金事業の実施に伴う事務費と交付金の補正でございます。この子育て世帯に対する生活応援給付金事業につきましては、物価高騰の影響が長期化する中、子育て世帯の生活を支援する目的で、臨時的な措置として高校生相当年齢以下の対象児童1人当たり2万円を支給するものでございます。

まず、1目の児童福祉総務費でございます。補正額7万6,000円の増額をお願いするものです。3節は、職員の時間外勤務手当です。

続きまして、2目児童措置費でございます。補正額3,712万6,000円の増額をお願いするものです。10節は封筒の印刷に係る印刷製本費、11節は郵便物発送に係る通信運搬費です。5ページの18節は、子育て世帯に対する生活応援給付金で、対象児童1,850人分を見込んでいます。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 続きまして、5ページをお願いいたします。6款3項2目水産業振興費は1,200万円の増額をお願いするもので、新温泉町燃油高騰対策漁業者支援事業の創設によりまして、18節負担金補助及び交付金の補助金の増額補正となります。この新温泉町燃油高騰対策漁業者支援事業は、燃油高騰に起因する燃料や漁業資材等の価格の上昇で経営に影響を受けた漁業者等に対し、漁獲販売手数料の一部を補助することで漁業者等の経営の維持と安定を図り、当町の水産業振興に資することを目的としております。

内容としましては、浜坂漁業協同組合に所属する漁業者及び漁業を営む法人を対象としまして、令和4年4月1日から令和4年9月30日の間の漁獲販売高を補助対象額とし、その1%を補助するものでございます。漁業者等の支払う販売手数料は漁獲販売高の6.5%でございますので、販売手数料の約15%に相当いたします。漁獲販売高の見込額を約12億円と見込んでおりまして、その1%、1,200万円をこのたび追加補正によりお願いするものでございます。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 次に、事項別明細書3ページ、歳入を御覧をいただきたいと思えます。16款2項2目1節社会福祉費補助金は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費補助金で、補助率は10分の10です。20款2項1目1節財政調整基金繰入金は、歳入歳出一般財源収支の調整分、町単独事業の財源分で、補正後の残高は24億810万6,000円です。以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑は、歳入、歳出、総括を一括で行います。質疑はありませんか。

14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） この緊急経済対策の概要の裏面、ちょっと教えてください。この中の国・県の補正予算に関する事業ってということで、最初に1世帯につき5万円の給付額のところで、事業目的で住民税非課税世帯に対してということで書いてあるわけです。それと、もう一つは、次の町単独事業で1世帯につき3万円と、これについては、世帯全員の令和4年度住民税所得割が非課税の世帯と、こういうことで書いてあるわけですが、住民税非課税世帯と、住民税所得割が非課税の世帯と、このちょっと違いを説明をしてください。

○議長（宮本 泰男君） 朝野健康福祉課長。

○健康福祉課長（朝野 繁君） 住民税についてでございます。所得割と均等割と2つございまして、均等割につきましましては、税金を負担する能力のある人が均等の額によって負担するものということで均等割ということにかかっております。あと、所得割につきましましては、その人の所得金額に応じて負担するものということになっております。ち

よっと委員会資料でも示させていただいたんですけども、住民税均等割と所得割、それぞれ非課税になる所得金額がございます。扶養人数等によって金額が変わってくるわけですけども、均等割の非課税の所得額より所得割非課税の所得額のほうが高いような状況ですので、要は国の住民税非課税世帯というのは、所得額としては所得割非課税世帯より低い所得の方ということになりますので、町単独事業につきましては、国の給付金の対象にならない所得割非課税の方を支援するという事で、町単独事業、横出しというような形で取り組むものでございます。以上です。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

4番、澤田俊之君。

○議員（4番 澤田 俊之君） 今回の関連の質問なんですけども、そうすると重複はしないということで理解したらよろしいかということが1点と、それと、町単独事業のほうなんですけども、なぜこの方々を対象としたのかと。要するに生活、この物価高の影響を受けられる方々は町民全体、サラリーマンの方にしても全ての方にしても関係してるといふふうに思うんですけども、なぜこの世帯を追加されたか理由をお聞かせいただきたいです。

○議長（宮本 泰男君） 朝野健康福祉課長。

○健康福祉課長（朝野 繁君） 重複しないのかどうかという点でございまして、基本的には重複しないというふうに考えておりますけども、国の基準日と町の基準日が多少異なる可能性はございまして、そこで世帯構成が変わったりということでレアケースがもしかしたらあるかもしれないんですけども、基本的には重複することはないというふうに考えております。

あと、なぜこの方々なのかという部分なんですけども、国のほうで20日には閣議決定されているわけなんですけども、9月9日に、国の物価・賃金・生活総合対策本部が開催されまして、その中で推奨メニューというものが示されております。その中に、生活者支援や事業者支援ということで推奨事業メニューを示されておるわけですけども、その中に、生活者支援の中でエネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援ということになっております。その低所得世帯支援というものは、住民税非課税世帯以外の世帯を含む低所得世帯を対象とした支援ということになっておりまして、要は国の交付金の対象にならない低所得世帯ということになりますので、その辺りを考えていきますとやはり所得割というものがかからない世帯ということで、町のほうではその基準を設定させていただいて今回の支援策とさせていただいております。以上です。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。ありませんね。（発言する者あり）

5番、米田雅代君。

○議員（5番 米田 雅代君） 同じく町単独事業の漁業者支援事業の1,200万円についてお聞きしたいんですが、漁業者に対しての支援は必要だと思っております。ただ、実施内容のところで、販売手数料の1%を補助するという事に対して公平性が保た

れるのかどうなのか。例えば同じ船で出たとしても燃料は同じだけかかる、ただ、たくさん捕れる人と捕れない人との差が出てくると思うんですけども、そういった意味合いの中で、この考え方によったら捕った人勝ちって言ったら非常に言葉が悪いんですけども、そういうような形になって、非常に、どちらかといえば、同じだけ燃料がかかって捕れなかった人に対する手当てのほうが必要なのではないかと、また燃料が高過ぎて、漁をしてその漁獲量が見合わないという形で諦めた方もいらっしゃると思います、漁に出ること自体を。そうした中で、ここの分で漁獲高に応じてその手数料でっていうことで考えるときに、公平性が保たれるかどうかというところをちょっとお聞きしたいです。

○議長（宮本 泰男君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） なぜ販売漁獲高に対しての比率で手数料に対しての補助かという点についてですが、公平性という部分につきましては、今回燃油の高騰ということで、燃料自体も高騰してるんですけども、漁業の資材全般、網ですとかそういった漁具も全般的に高騰していると、燃料だけに特化していない、包括的な支援策ということで、浜坂漁協等とも協議をする中で、どういった方法がよいかということも協議する中で、最終的には漁獲高の一定比率、1%について販売手数料の補助という結論になったものです。

漁業者全般で考えますと、大きく分けて沖合の漁業者、沿岸漁業者ということで分かれるわけですが、沖合の漁業者、燃料かなり使うということになります。ただ、これから秋以降の時期というのは漁獲高が上がって、魚価もそれなりに落ち込んでないという中で、燃料の高騰はあるんですけども、魚価はそれなりにあるというような状況もございいます。逆に、沿岸の漁業者というのは、春から秋頃までがメインのシーズンとなりまして、その中で操業をされているということで、同じように沖合の漁業者に比べますと、魚価は一部下がっているという状況もございいますので、そういった全体的な状況を見ながらバランスを考えて、最終的には手数料のうちの一部を補助するというような方針となったところでございいます。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） この町単事業の3つの事業の財源についてですが、先ほど総務課長の説明より、今は財政調整基金を繰り入れするが、地方創生臨時交付金、物価対策等の部分が交付されるということなので、それが決定したらそちらのほうというようなお話でしたが、9月9日の会議で総額6,000億円が各都道府県、市町村含めて交付されるということなんですけども、まだ今の段階でも上限額、交付限度額というのは決まってないのか、決まってないとすれば大体の予測金額というものがあれば教えてください。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 先般行われました常任委員会の際には、額が決まってないということで、見込額としましては大体6,000万円から7,000万円程度を想定しているというふうに回答させていただきました。実は先日、県から、国から通知がございました。新温泉町の限度額としまして、6,270万2,000円という金額でございます。

○議長（宮本 泰男君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） そうしますと、今回の町単の補正分が6,348万8,000円ということで、ほぼほぼイコールということで、今回の3つの町単事業については地方創生臨時交付金で行われるというふうに認識してよろしいでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） その認識で結構かと思います。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。（発言する者あり）

発言求める場合は挙手、議長、席順の順でお願いします。

5番、米田雅代君。

○議員（5番 米田 雅代君） 失礼いたしました。先ほどの件なんですが、令和2年度にも同じような事業をされておりまして、そのときに969万9,000円で、6.5%のうち1%で130人が対象者になったという形で主要施策のほうには書かれているんですけども、このときに、漁業者の皆さんのほうから不満であるだとか、そういったことは出なかったんでしょうか。皆さん納得された中で、この漁獲高に対してっていう形で納得をされたんでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 令和2年度の時点での施策についての反応なんですけど、特に漁業者からの不満ですとかそういった声はお聞きはしてないというふうに認識しております、漁協を通じてのお話になりますが。今回もそのことを踏まえて、こういった対応を行うという判断でございます。

○議長（宮本 泰男君） 1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） 何点か伺います。まず、電力・ガス・食料品等高騰対策の件であります。これは国の事業ですけど、町が歳入してそれをプッシュ方式で対象者に支援するという、そういう制度なんですけど、これ確認ですけど、この場合は要綱とか、取り扱う、そういう決めというものを町でつくらなくてもよかったのかなという。だから、国が勝手に、勝手にというか、対象者に放り込むのは国のやり方でやればいいんだと思うんだけど、町を通してお金が動くっていうような場合は、それなりの要綱なんかは必要ではないのかなと。従来の給付金事業でも要綱を定めてやってきたような経過が何だあったように思うんだけど、その辺りの見解を求めたいと思います。

それから、具体的に町単独事業の部分で、住民税所得割非課税世帯どうのこうのの生活応援給付金の事業ですが、これで除かれる、対象者で除かれる住民税非課税世帯臨時特別給付金10万円給付の支援対象となっている世帯は対象外となっております、こ

れはどれぐらいの世帯があるかということを確認します。

それから、もう1点、これも町単独事業で、先取りでやってもらっとる事業なんですけど、これの対象児童1人2万円で、これで対象者が令和5年2月28日までに出生した児童の保護者になっております。国なりのそういう動きというかもあるのかも分かりませんが、2月28日というのは令和4年度の年度途中であると。従来こういう制度を設けたときってというのは、救済措置というか、要は3月生まれの子はどうするんだろうという部分であります。多くの条例要綱の中では、救済措置が大体設けられるものという認識が僕にはあります。だから、その辺りが全く触れられておりませんので、特に町単で実施する事業であると、それからいえば、そういうふうな附則でも救済措置をうたうとか、そんなことが必要ではないかと、そういう気がいたしますが、その辺りの見解を求めたいと思います。取りあえず以上です。

○議長（宮本 泰男君） 朝野健康福祉課長。

○健康福祉課長（朝野 繁君） まず、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の要綱についてでございます。現時点で国のほうから支給要領等が示されておられませんので、要綱については作成できていないというところでございます。それらの要領等が示され次第、町のほうで要綱を作成しまして、直近の委員会で報告をさせていただきたいと考えております。事業の内容につきましては、国を通じて県から情報をいただいている中では、この現在行っている住民税非課税世帯の臨時給付金と同じような制度になるということでは確認を取っております。

それと、現在行っている住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の対象世帯でございますけども、町のほうで確認書を送付させていただいている世帯数が1,701世帯でございます。家計急変で2世帯ありますので、プラスしますと1,703世帯ということになります。

それと、2月28日、子育て世帯への給付金の申請期限2月28日の件ですが、これ、現在、低所得の子育て世帯に対する給付金の支給を行っておりまして、その申請期限が2月28日ということで、それはそこに合わせさせていただいているということを委員会でも説明させていただいておりますし、支給対象者でいきますと、児童手当の考え方でいきますと2月に出生された方は3月支給分ということになりまして、支給対象者の考え方でいくと3月分については2月生まれの方の分が2月に受給資格のある児童について3月に支給するということになりますので、年度ということではそこで整理ができるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（宮本 泰男君） 1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） 要は、結論としては3月生まれは整理して出すということなんですか。出さないということだったのかな。その辺ちょっとはっきりしてほしい。会計処理的に出納閉鎖期間とかあるし、要は書類づくりが3月31日にできれば大体見込みで生まれる方っていうのは大体分かると思うし、そういう部分ではすぐに処理すれ

ば3月31日までいけるん違うかな。2月生まれは3月に出すから、じゃあ3月生まれは出さんよ、年度越すからと。それもおかしな整理の仕方ではないかという気がいたします。

それから、若干それに関連してですね。委員会に出されたスケジュールを見ると、いつもどおり対象者システム改修をしといて、リストを把握して案内書を送るということで、やっぱり既に準備作業はしてるとは思うんですが、多くのこういう処理はこういうシステムでやられておる、この流れでしておるんですが、このシステム改修に伴う、もらえるデータっていうのは、即それが半自動的に通知書とかですね、そういうものが出来上がるようなシステム改修って、改修から出てきたデータがそういうふうにあまり手をかけずにざっと皆さんに送れるというような仕組みで上がってくるもんかどうかということちょっと確認させてください。

それから、要綱についてはこれからと。事前にやっぱりそういう説明というか、そういうことをすべきではないかと。国の要領が示されたら要綱をつくってやります、それはちゃんと言っておかんといけんわ。だから、要領来次第、要綱つくりますと。要綱は執行側の権限の中でできますから、だから、できたら所管、もちろん各委員に要綱は届けますぐらいの、やっぱりちゃんと言っとくべきではないかと、気がするんですと。副町長、どうですか、その辺りの見解を求めたいと思うんですが。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 朝野健康福祉課長。

○健康福祉課長（朝野 繁君） 子育て世帯への給付金、町単独事業の件でございますけども、申請期限は2月28日とさせていただいております、3月出生の児童については対象外ということになります。臨時的な措置ということですので、一定期間整理が必要かなというところで国の制度であり、あと、支給対象者のあたりを考えて、この日程を設定させていただいております。

あと、システム改修につきましては、子育て世帯の生活応援給付金については、手作業でリストを作成する予定にしておりますし、住民税所得割非課税世帯に対する生活応援給付金事業につきましては、これ、業者のほうに依頼をしてシステム改修するんですけども、この町単事業の分につきましては、対象者のリストを作成するだけの改修ということにしております。ですので、通知書等は町のほうで手作業でデータを差し込むというようなことをつくっていかないといけないというような流れになっております。あと、名簿の整理も当然確認であったり点検が必要ということになります。

要綱の事前説明の件なんですけども、この本会議で説明をさせていただかなかったんですが、委員会のほうでは同様の説明をさせていただいております。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 要綱のことはいいですか。

西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 本会議の中で説明なかったということでもあります。その時点でのスケジュール等見通しの立っていることについては加えさせて説明をさせていただ

くということでもさせていただきたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） 1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） ちょっとよう理解ができませんけど、結果3月生まれは出さないということですか、書いてあるとおりということ。

じゃあ、町長に聞きます。これだけ少子化対策、どんどんどんどん物あげたりおむつからかけて、いろんな手をつくって、子供を産め、そういうふうな、産んでほしいと。そんな意思表示をする中で、この町単事業の中で、国の決めがあって駄目だったら別だけど、町単事業でやる事業が何で3月生まれは出さないかということ。一番当初に出たような給付金事業の中では後追いでフォローしてきたじゃなかったかなあ。その辺が、何というか、もっと一貫性を持って子育て支援に力いっぱいやるというんだったら、3月生まれでも出さないよ、僕は出すべきだと思う。それ会計的に無理とか、絶対的な要件があったら別だよ、でも一番大事なことという気がします。再度答弁ください。町長。

○議長（宮本 泰男君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） これまで、中村議員からは婚活、結婚の勧め、こういった提案をどんどんいただいております。

それから一方で、私、この場に立ったとき、3万円の子育て支援金、中村議員からは否決をされました。ぜひ一貫性という点では、中村議員には失礼ですけど、そういう一貫性もよく考えていただく中で、今回もっとよく考えて提案せよということでもありますので、改めて今回の場合は燃油の油の高騰、それからウクライナ侵攻によるいろんな食料を中心とした値上がり対策、こういったものが背景にありますので、ロシアがウクライナ侵攻というのは2月、突然出た案件であります。そういう中で、世界経済が混乱しているというふうなこともありますので、そういったことをよく考えた上で、今回、提案をさせていただいておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

○議員（1番 中村 茂君） 議長、ちょっと休憩して。今の町長の発言の中で、休憩の中でちょっと言いたいことがありますから。よろしいですか。

○議長（宮本 泰男君） 3回終わってますので。

○議員（1番 中村 茂君） 休憩してください。（「休憩したら何回でも言えるんですか」と呼ぶ者あり）いやいや一方的な町長の今の言い方は……。

○議長（宮本 泰男君） 暫時休憩いたします。

午前9時51分休憩

午前9時52分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

そのほか質疑ありませんか。

4番、澤田俊之君。

○議員（4番 澤田 俊之君） 今の関連です。区切りは確かに必要だというふうに思うんですけども、やはり受け手側からの見方っていうのは非常に大事なことだと思うんです。今言われてる3月に生まれた方に対する手当については、じゃあ何も考えておられないという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 朝野健康福祉課長。

○健康福祉課長（朝野 繁君） このたび提案させていただいております子育て世帯に対する生活応援給付金事業につきましては、対象外ということで考えさせていただいております。臨時的な措置ということで、これ、子育て世帯への支援というのは今後もあるのかなというふうには思うんですが、国の財源とか等がありますので、不明な部分もあるんですけども、じゃあ、いつまでするのかというところがありますので、じゃあ3月生まれと4月生まれの違いは何なのかというようなことにもなりますので、ここは一定、2月28日で整理をさせていただいてるところでございます。

○議長（宮本 泰男君） 4番、澤田俊之君。

○議員（4番 澤田 俊之君） 先ほどの同僚議員の話と重複させていただくんですけども、多分これも要綱をつくられると思うんです。そうすれば当然、附則でその辺、会計処理も多分できる可能性のほうが非常に高いという中で、あえて期限を切る必要が果たしてあるかどうかっていうのはすごい疑問に思いますんで、もう一度期限を切った理由、明確な説明をお願いします。

○議長（宮本 泰男君） 朝野健康福祉課長。

○健康福祉課長（朝野 繁君） 何度もなるんですけども、児童手当で考えますと、2月の出生の方の支給対象というのが3月分の支給ということになります。そこでいきますと、年度で支給対象者でいきますと3月分の支給対象者というのは2月の出生の児童ということになりますので、そこで整理をさせていただいております。

○議長（宮本 泰男君） 2番、西村龍平君。

○議員（2番 西村 龍平君） 私も、今の2月28日の件でちょっと意見を言わせていただきます。2月28日の期限で3月支給ということは、本当にあまりにもこれは行政的な考え方だと思ってます。一般町民的な考え方っていうと、年度というのが3月31日というのは誰も疑いの余地はないと思ってます。であれば、そっちの町民の常識に合わせるのが常識じゃないでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 朝野健康福祉課長。

○健康福祉課長（朝野 繁君） 町民の常識ということで、そういう考え方ではなくて、臨時的な措置ということで対応させていただいております。他市町なんかも参考にさせていただいておるんですけども、それも一定期間、期間を区切って年度途中で終了されてるというようなケースもございます。ですので、目的としては臨時的な措置ということで期間の設定をさせていただいておるというところで御理解いただきたいなという

ふうに思います。

○議長（宮本 泰男君） 質疑者に申し上げます。同僚議員と同じ関連の質問は、答弁は返っておられると思われます。答弁が返ってないことのみ質疑をお願いいたします。

2番、西村龍平君。

○議員（2番 西村 龍平君） ちょっと今の議長の指摘には係るかもしれませんが、3月31日というところに区切った場合にどれだけのロスがあるかっていうことについての予測も、そんなに多くの予算がここに使われるとはちょっとと思いません。この3月について、もう一度、もう今回無理だと思えますけども、追加の措置で検討いただく形でお願いできませんか。

○議長（宮本 泰男君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 今御指摘のありましたロスであるとか予算であるとかということではなくて、一定のどこかで線を引く、一定の線を引くということで課長が答えました理由によりまして線を引かせていただいたということでございます。

○議長（宮本 泰男君） 2番、西村龍平君。

○議員（2番 西村 龍平君） 最後にもう一度だけ。私たち町民以外、日本人としての常識という年度末という考え方でもう一度検討いただけないかということですので、ぜひ要望を申し上げて質問の終わりにしたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 今、御意見ということで承ったということでございます。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 漁業者への燃料の高騰に関する支援ということで、令和2年度についてはちょっと私も特に気がつかなかったわけですが、今回改めて販売手数料ということで、先ほど同僚議員が言われたように、要は売上げが多かった人がたくさん助成をいただくという形になると、今回でも総務産建で意見が出されたと思うんですけども、ほかの業種で同じように燃料高騰によって収益が悪化してるという事業についても支援してほしいという声は町民からたくさん届いてると思います。それを反映するときに、販売手数料という形を取ってしまうと、ほかの支援についての根拠がなくなってしまう。それは担当課が考えることではなくて、財政であったりトップのほうで考えていただく必要があると思うんですね。だから、この予算そのものはいとしても、その配分の在り方について、これを燃料の使い方、使われ方に比例すれば全く支障なくできるんじゃないかなと思うんですね。

令和2年度に不満が出なかったっていうのは、これは漁協に支給されて一般の方々が、会員が、特にお金が入ってどうだという形ではないのであまり気がつかれなかったと、多分それだけではないかなと私は思います。そういったことの中で、予算は予算として可としても、この考え方の販売ということではなくて、ほかの分野を支援するというこ

とも今後考えていただく必要があると思いますので、改めて要綱について変更なりを求めていきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） いろいろな支援の仕方はあると思います。その中で一番合理的といえますか、納得しやすい、それから漁業者にとっていろいろな状況があるわけですが、それを把握するためには、やはり一番漁獲というのが計算的に合理的計算方法かなというふうな出し方であります。今後、御意見いただきましたんで、検討はしてみたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 今回の議論の中で、肥料の高騰、飼料の高騰に対しても同じように支援するという制度を設けられました。それについては、肥料の購入額、それに合わせた支援、同じように燃料をかかったものに対しての費用、そういった形に置き換えれば何ら不公平は起こってこないというふうに思いますんで、改めて再検討についての重要性についてお考えいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 検討したいと思っております。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。10時15分まで。

午前10時03分休憩

午前10時16分再開

○議長（宮本 泰男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第3 認定第1号

○議長（宮本 泰男君） 日程第3、認定第1号、令和3年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

中村茂決算特別委員長。

○決算特別委員会委員長（中村 茂君） それでは、決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会に付託された認定第1号、令和3年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定については、9月13日、16日、20日及び21日に委員会を開催し、審査を行いました。

審査の過程につきましては、15名で構成する委員会でありますので、詳細につきましては省略し、審査結果のみ報告いたします。

認定第1号、令和3年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定については、採決の結果、賛成多数で認定することに決定いたしました。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

○議長（宮本 泰男君） 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑は、議長を除く15名の議員で構成されました委員会でありますので、省略いたします。

中村委員長、御苦労さまでした。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

8番、河越忠志君。（発言する者あり）

ごめんなさい、反対討論でしょうか。

○議員（8番 河越 忠志君） そうです。

○議長（宮本 泰男君） 反対討論する。反対討論。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 決算認定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

新温泉町は今、全町挙げて踏ん張らなければならない時期だと思います。それには、町当局だけではなく、町の誰しものこの町のことを考え、まちづくりに本気で参画できる環境づくりが必要です。

本年3月議会において令和3年度予算に関して、都市計画総務費の浜坂駅周辺活性化方策検討業務に係る委託料700万円が減額修正され、本年度予算にはその分野に関する予算計上はなされませんでした。昨年、当該事業に係る地域の方々との協議を持ったが意見がまとまらなかったとの報告を受けました。しかし、当該協議の記録はないとの資料請求に対する回答があり、投げ出したも同然だと感じました。

関係者からのお話では、ある専門家もその協議にリモートで加わられたようですが、後に、あのような専門家は要らないとの声もあったとお聞きしました。どんな経緯で参加されたかも不明です。一昨日、関係者のお一人から、役場は複数の課を担当に充てているが、結局やる気がないと嘆くお話をお聞きしました。

本来、役場は地域の方々を元気にすることが役目だと思います。やる気のある方々を

元気にし、積極的に活動していただくことで僅かな投資が大きな効果につながるものと考えています。役場の中の苦労は外からは分かりません。しかし、役場はやる気がないの言葉に象徴されるように、ふるさと納税の取組等、3年度予算の執行においても課題解決に向けた体制が取れていなかった部分が少なくなかったものと判断し、令和3年度一般会計決算認定に反対します。

なお、この反対は誰かを責めるものではありません。しかし、課題は残されたままです。その認識を維持し続けることは絶対に必要だと思います。皆様の再考をお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 次に、本案に対し賛成者の発言を許します。

9番、重本静男君。

○議員（9番 重本 静男君） 認定第1号、令和3年度新温泉町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場を明らかにし、討論をさせていただきます。

当該年度の一般会計予算は、111億1,094万7,000円で過去最大の予算でスタートいたしました。決算では、歳入総額122億6,996万7,000円から歳出総額113億3,941万6,000円であり、差引き形式収支は9億3,055万1,000円となり、さらに、それから翌年度繰越財源を控除した実質収支は7億4,380万3,000円の黒字決算となっております。また、財政構造の弾力性を示す指数となる経常収支比率は84.8%となっております。監査委員の審査結果にも示されておりますが、実質赤字比率は横バー、連結実質赤字比率は横バー、実質公債費比率11.0、これ、早期健全化基準25%をかなり下回っております。

今後も自主財源の確保と財政調整基金の機能を十分に活用されることを望みます。昨年度に続き、コロナ対策に追われた1年でありましたが、国からの臨時交付金支給に伴い緊急経済対策やコロナ感染予防対策など、追加の事業が多く迅速な対応に苦慮されたと思います。

令和3年度は子供子育て世帯への支援が多く、出生祝品贈呈事業では、出生届をしたときに町内で使える商品券5万円分が交付されるものであります。また、乳児の紙おむつ等、購入費助成事業、これは出生4か月から1歳までの間に5,000円の引換券9枚を交付するものであります。高齢者福祉として、これ企画費ですか、町民タクシー助成の拡充ということで、これまで一世帯24枚つづり1冊を配付していたのが、高齢者1人1冊ということで、配付するようになりました。また、ワーケーション推進事業は、県外からの誘客モニターツアーの実施などした実績があります。

町長の任期途中っていいですかの改選でもあり、かじ取り役が変わることもある状況でありました。そんな中、副町長はじめ各課の課長、職員の皆様に頑張っただけ敬意を表したいと思います。

そういったことから、私は賛成ということで議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 次に、本案に対し、反対者の発言を許します。ありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（宮本 泰男君） 次に、本案に対し、賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本 泰男君） 賛成多数、14名であります。よって、令和3年度新温泉町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時31分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

ただいま、休憩中に御協議いただきましたとおり、令和3年度新温泉町特別会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算の認定については一括上程とし、討論、採決は会計ごとに行います。

日程第4 認定第2 から 日程第13 認定第11号

○議長（宮本 泰男君） 日程第4、認定第2号、令和3年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第3号、令和3年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第4号、令和3年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第5号、令和3年度新温泉町浜坂地区残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第6号、令和3年度新温泉町温泉地区残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、認定第7号、令和3年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、認定第8号、令和3年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について、日程第11、認定第9号、令和3年度新温泉町水道事業会計決算の認定について、日程第12、認定第10号、令和3年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について、日程第13、認定第11号、令和3年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定について、以上を一括議題といたします。（「議長、ちょっと休憩して」「議案の名前、タイトルが」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

午前10時33分休憩

.....
午前10時34分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

日程第7、認定第5号、令和3年度新温泉町浜坂地区残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定について。（「また間違えたよ、横から聞いてって事務局しっかりせい」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

午前10時35分休憩

.....
午前10時35分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

日程第7、認定第5号、令和3年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第6号、令和3年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

続けます。本案について決算特別委員会委員長の報告を求めます。

1番、中村茂君。

○決算特別委員会委員長（中村 茂君） それでは、決算特別委員会の報告をいたします。

当委員会に付託されました認定第2号、令和3年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第11号、令和3年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定についてまでの10会計については、9月21日の委員会において審査を行いました。

審査の過程につきましては、15名で組織する委員会であり、詳細については省略します。審査結果のみ報告いたします。

審査結果は、認定第2号、令和3年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第3号、令和3年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第4号、令和3年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号、令和3年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第6号、令和3年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定、この5会計については、採決の結果、賛成多数で認定することに決定いたしました。

認定第7号、令和3年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第8号、令和3年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定、認定第9号、令和3年度新温泉町水道事業会計決算の認定、認定第10号、令和3年度新温泉町下水道事業会計決算の認定、認定第11号、令和3年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定、この1会計及び4公営企業会計については、採決の結果、全会一致で認定することに決定いたしました。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

○議長（宮本 泰男君） 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑は、議長を除く15名の議員で構成された委員会でありますので、省略いたします。

中村委員長、御苦労さまでした。

認定第2号、令和3年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論に入ります。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本 泰男君） 起立全員であります。よって、令和3年度新温泉町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

認定第3号、令和3年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本 泰男君） 起立全員であります。よって、令和3年度新温泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

認定第4号、令和3年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本 泰男君） 起立全員であります。よって、令和3年度新温泉町介護保険事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

認定第5号、令和3年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本 泰男君） 起立全員であります。よって、令和3年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

認定第6号、令和3年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本 泰男君） 起立全員であります。よって、令和3年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

認定第7号、令和3年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これから討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本 泰男君） 起立全員であります。よって、令和3年度新温泉町七釜温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

認定第8号、令和3年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算の認定について、これか

ら討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本 泰男君） 起立全員であります。よって、令和3年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計決算については、認定することに決定しました。

認定第9号、令和3年度新温泉町水道事業会計決算の認定について、これから討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本 泰男君） 起立全員であります。よって、令和3年度新温泉町水道事業会計決算については、認定することに決定しました。

認定第10号、令和3年度新温泉町下水道事業会計決算の認定について、これから討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本 泰男君） 起立全員であります。よって、令和3年度新温泉町下水道事業会計決算については、認定することに決定しました。

認定第11号、令和3年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算の認定について、これから討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、認定とするものです。

本案を委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（宮本 泰男君） 起立全員であります。よって、令和3年度新温泉町公立浜坂病院事業会計決算については、認定することに決定しました。

日程第14 議案第60号

- 議長（宮本 泰男君） 日程第14、議案第60号、教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

- 町長（西村 銀三君） 本件につきましては、現委員、中村すえ子氏は、令和4年11月28日をもって任期満了となるため、後任の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の御同意をいただきたく、御提案申し上げるものであります。

教育委員会委員として、新たに、村尾雅子氏をお願いいたしたく、御提案申し上げます。

村尾雅子氏は、住所が新温泉町飯野1376番地、昭和26年1月2日生まれで、現在71歳です。昭和48年4月兵庫県職員として採用され、以後、平成23年3月に退職されるまでの38年間、保健師として御活躍されてこられました。退職後は、平成29年度に1年間、浜坂中学校にスクールソーシャルワーカーとして従事されております。また、平成25年12月から令和元年11月までの6年間、民生委員・児童委員として御活動していただいております。教育への造詣も深く人格高潔であり、教育委員として適任と考え、御提案申し上げるものであります。どうぞよろしく願いいたします。

- 議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

8番、河越忠志君。

- 議員（8番 河越 忠志君） 過去に、教育委員で再任をされた方もいらっしゃいます。その中で今回、任期満了となられる中村すえ子さんは、もう次はしたくないということなのか、再任という道がなくなったことについての経過を教えてくださいませんか。

- 議長（宮本 泰男君） 西村町長。

- 町長（西村 銀三君） 任期満了ということでありまして。

- 議長（宮本 泰男君） 8番、河越忠志君。

- 議員（8番 河越 忠志君） 私の質疑になっていないと思いますけども、改めて御回

答いただけるでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 任期があくまでも来たということで、御辞退されたということです。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。ありませんね。（発言する者あり）
発言、発声、議長と言って席順を言ってください。

3番、岡坂遼太君。

○議員（3番 岡坂 遼太君） 再任で指名する場合は、どういった基準でされるんでしょうか。今回、再任じゃないですけど、これまで再任がありましたよね。そういった場合は、どういった基準で改めてこの方に任命同意してもらいたいというふうにするんでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 御本人の合意が、辞める、続ける、これが基本であります。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。では、質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。（「議長、無記名投票採決」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前10時56分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

ただいま議員2名以上から、起立採決に異議があると発言がありました。

ただいまの議長の宣告に対し2人以上の議員から異議がありますので、会議規則第80条第2項の規定によって、無記名投票により採決します。

この採決は、無記名投票によって行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（宮本 泰男君） ただいまの出席議員数は、議長を除く15人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に9番、

重本静男君、10番、竹内敬一郎君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（宮本 泰男君） 暫時休憩いたします。

午前11時00分休憩

午前11時01分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

なお、投票について賛否を表明しない投票、賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんね。

では、投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（宮本 泰男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

○事務局長（島木 正和君） それでは、お名前のほうを申し上げます。

〔事務局長点呼、議員投票〕

1番 中村 茂君 2番 西村 龍平君 3番 岡坂 遼太君
4番 澤田 俊之君 5番 米田 雅代君 6番 森田 善幸君
7番 浜田 直子君 8番 河越 忠志君 9番 重本 静男君
10番 竹内敬一郎君 11番 岩本 修作君 12番 池田 宜広君
13番 中井 勝君 14番 中井 次郎君 15番 小林 俊之君

○議長（宮本 泰男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。重本静男君、竹内敬一郎君の開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（宮本 泰男君） 投票の結果を報告します。

投票総数15票、賛成15票、反対ゼロ票です。

以上のとおり、賛成全員であります。よって、本件につきましては、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第15 議員派遣について

○議長（宮本 泰男君） 日程第15、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣につきましては、お手元に配付しました1件に派遣すること
にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣につきましては、お手
元に配付しましたとおり派遣をすることに決定しました。

日程第16 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

○議長（宮本 泰男君） 日程第16、委員会の閉会中における所管事務調査の申し出に
ついてを議題といたします。

各常任委員会並びに議会運営委員会から、別紙のとおり閉会中における所管事務調査
の申出がなされておりますので、これを承認したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、閉会中の委員会における所管事
務調査は申出のとおり決定しました。

○議長（宮本 泰男君） お諮りします。今期定例会の会議に付された事件は全て議了い
たしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会
することに決定いたします。

第118回新温泉町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、9月1日開会以来、本日まで行政に当面する重要な課題及び令和3年
度決算認定などを審議してまいりました。

審議に当たっては、議員各位の極めて熱心な御審議により、それぞれ適切妥当な結論
を得たものであります。その御精励に対しまして深く敬意を表しますとともに、心より
厚く御礼を申し上げる次第です。

特に、今回提案されました令和3年度決算認定につきましては、決算特別委員会に付
託し、4日間にわたり審査をお願いいたしました。この間、中村茂決算特別委員長並び
に岩本修作副委員長におかれましては、大変な御労苦を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、町長をはじめ執行部の皆さんにおかれましては、誠意を尽くして説明をいただ

き、深く敬意を表します。議会審議の過程での意見、特に決算審査において表明された意見を十分に尊重され、今後の町政運営に反映されますよう強く望むものであります。

結びに、議員各位並びに町当局におかれましては、町政進展のため御努力を賜りますよう御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 9月定例会の閉会に当たりまして、お礼の御挨拶を申し上げます。

今期定例会におきましては、私どもの提案させていただきました議案について、慎重な御審議の結果の上、御議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、鋭意御精励を賜り、終始、精力的に御審議をいただきましたこと、重ねてお礼を申し上げる次第であります。決算特別委員会、補正予算、さらには一般質問等で賜りました御意見、御提案を、今後の行政運営に反映すべく努力いたしてまいります。

終わりに、議員各位におかれましては、秋冷のみぎりではございますが御自愛いただきまして、ますますの御活躍をお祈り申し上げ、閉会に際しましてのお礼の御挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（宮本 泰男君） 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって、第118回新温泉町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時14分閉会
